

奈良県告示第四百六十三号

私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）第二条第四号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第四項の規定により知事に提出する令和七年度以後の各年度の書類に添付する書類を次のとおり定め、令和七年度に係る書類の提出から適用する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告